第十六条第一号に次のように加える。

ハ　当該登記を受けようとする者が前条第三項第四号に掲げる者である場合　同号イからハまでに掲げる書類

第十六条の次に次の三条を加える。

（東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の免税を受けるための手続）

第十六条の二　法第四十条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　東日本大震災によりその所有する農用地（法第四十条の二第一項に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。）に被害を受けた者　次に掲げる書類

イ　被災農用地（法第四十条の二第一項に規定する被災農用地をいう。以下この条において同じ。）の所在地の農業委員会の証明書で、同項に規定する被災者が農業を営む者であること、令第三十一条の二第一項第一号に掲げる者に該当すること、当該被災農用地に代わる農用地の取得後においても同条第三項に規定する従前農用地を耕作又は養畜の用に供することができないと見込まれること及び当該被災農用地の面積の記載があるもの

ロ　被災農用地に代わるものとして取得した農用地の所在地の農業委員会又は市町村長の証明書で、当該農用地が当該被災農用地に代わるものとして取得した農用地であること及び当該農用地の面積の記載があるもの

二　警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地の所有者（前号に掲げる者を除く。）　次に掲げる書類

イ　被災農用地の所在地の市町村長の証明書で、法第四十条の二第一項に規定する被災者が農業を営む者であること、令第三十一条の二第一項第二号に掲げる者に該当すること、当該被災農用地が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたこと、当該警戒区域設定指示等の内容、当該警戒区域設定指示等が行われた日、当該警戒区域設定指示等が解除された日（当該登記の申請の日において当該警戒区域設定指示等が解除されている場合に限る。）及び当該被災農用地の面積の記載があるもの

ロ　被災農用地に代わるものとして取得した農用地の所在地の農業委員会又は市町村長の証明書で、当該農用地が当該被災農用地に代わるものとして取得した農用地であること、当該農用地の面積及びその取得の日の記載があるもの

2　相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は世帯員等に該当する者（それぞれ令第三十一条の二第二項各号に規定する相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は世帯員等に該当する者をいう。以下この項において同じ。）が法第四十条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　相続人　当該相続人の戸籍の謄本その他のその適用を受けようとする者が当該相続人に該当することを証する書類

二　合併法人　当該合併法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が当該合併法人に該当することを証する書類

三　分割承継法人　当該分割承継法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が当該分割承継法人に該当することを証する書類並びに被災農用地に係る事業に関して有する権利義務を当該分割承継法人が承継したことを当該分割承継法人に係る法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人及び当該分割承継法人が共同して証明する書類

四　世帯員等に該当する者　被災農用地に代わるものとして取得をした農用地の所在地の農業委員会又は市町村長の証明書でその適用を受けようとする者が当該世帯員等に該当する者であることを証する書類

（東日本大震災により被災した鉄道事業者が取得した鉄道施設に係る土地の所有権の保存登記等の免税を受けるための手続）

第十六条の三　法第四十条の三の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、次に掲げる事項の記載があるものを添付しなければならない。

一　当該登記に係る土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得をした者が法第四十条の三の規定に該当する第一種鉄道事業者であること。

二　当該登記に係る土地が法第四十条の三に規定する被災鉄道施設（次号及び第四号において「被災鉄道施設」という。）に代わるものとして建設される同条に規定する鉄道施設（令第三十一条の三第一項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。以下この条において「代替鉄道施設」という。）の敷地の用に供されるものであること。

三　被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積及び代替鉄道施設の敷地の用に供される土地の面積

四　被災鉄道施設に係る鉄道事業の用に供されていた路線の起点から終点までの距離及び代替鉄道施設に係る鉄道事業の用に供される路線の起点から終点までの距離

五　代替鉄道施設の敷地の用に供される土地の面積が、令第三十一条の三第二項に規定する面積を超えないこと。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記の免税を受けるための手続）

第十六条の四　独立行政法人中小企業基盤整備機構が、法第四十条の四の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての経済産業大臣の証明書で、次に掲げる事項の記載があるものを添付しなければならない。

一　当該登記に係る仮設建築物が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備する工場又は事業場の用に供されるものであること。

二　前号の仮設建築物が令第三十一条の四第一号に規定する特定地域の市町村が所有する土地又は当該市町村が借り受けた土地の上に建築されたものであること。

三　前号の市町村に対する第一号の仮設建築物の貸付けが無償であること及びその建築の日

四　第二号の市町村に対する第一号の仮設建築物の譲渡が無償であること及びその譲渡の予定年月日

第五章中第十七条の二の次に次の一条を加える。

（東日本大震災の被災者等が受ける本店等の移転の登記等の免税）

第十七条の三　法第四十一条の三の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　法第四十一条の三第一号イからホまでに掲げる建物又は同条第二号イからニまでに掲げる建物が東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下この号において同じ。）をしたことにより同条の規定の適用を受けようとする者　令第三十二条の三第一項の市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類で当該建物を使用していた者の氏名又は商号若しくは名称及び住所又は本店、主たる事務所若しくは日本における営業所の所在地並びに当該建物の所在地の記載があるものその他の書類で法第四十一条の三の規定の適用を受けようとする者が使用していた建物が滅失をしたことを明らかにするもの

二　前号の建物が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことにより法第四十一条の三の規定の適用を受けようとする者　同号に定める書類並びに当該警戒区域設定指示等の内容、当該警戒区域設定指示等が行われた日及び当該警戒区域設定指示等が解除された日（当該登記の申請の日において当該警戒区域設定指示等が解除されている場合に限る。）の記載がある書類

2　令第三十二条の三第二項各号に規定する相続人が法第四十一条の三の規定の適用を受けようとする場合には、当該相続人の戸籍の謄本その他のその適用を受けようとする者が当該相続人に該当することを証する書類を添付しなければならない。